

「牧野博士のふるさとおもてなし オリジナル缶バッジ」配付要領

(趣旨)

- 1 高知県観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」を契機に本県を訪れる観光客へのおもてなし活動実践者及び牧野博士のふるさとおもてなし宣言に賛同し、オリジナル宣言をした県民のおもてなし気運を盛り上げ、高知家のおもてなしを県民挙げて展開するための配付要領として、これを定める。

(牧野博士のふるさとおもてなし宣言)

- 2 1に掲げる、おもてなし宣言は次のとおりとする。

- 宣言1 おおきな声で おもてなし
- 宣言2 もっときれいなまちで おもてなし
- 宣言3 てをふって おもてなし
- 宣言4 なんでもおしえちやる おもてなし
- 宣言5 しゃしんをとっちやる おもてなし

(配付期間)

- 3 缶バッジの配付期間は、令和5年3月17日からとする。

(配付対象)

- 4 缶バッジの配付対象は、次のいずれかに該当する方とする。
 - (1) 牧野博士のふるさとおもてなし宣言に賛同し、おもてなし宣言をした県内在住の方
 - (2) 高知県観光ガイド連絡協議会加盟団体のボランティアガイド
 - (3) おもてなしタクシードライバー
 - (4) 高知県おもてなし県民会議委員
 - (5) その他おもてなし活動を推進するに当たり、知事が必要と認めた方

(配付個数)

- 5 4(1)に該当する方の缶バッジの配付個数は、次のとおりとする。
 - (1) 宣言書の提出は、一人1回限りとし、宣言書1枚につき、配付個数は1個とする。
 - (2) 破損、紛失した場合には、再度宣言書を提出する。

(配付場所)

- 6 缶バッジの配付場所は、次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更、追加等を行う。
 - (1) 高知県庁観光振興部観光政策課
 - (2) 安芸観光情報センター
 - (3) 仁淀ブルー観光協議会
 - (4) 奥四万十高知
 - (5) 幡多広域観光協議会
 - (6) ときてらす